

改正後

役員報酬および費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人千寿会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬は、支給しない

(費用弁償)

第3条 役員等が理事会または監査、評議員会以外の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

- (1) 日当 3,000円
- (2) 宿泊料 甲地方 13,100円/泊  
乙地方 11,800円/泊

3 役員等が理事会または監査、評議員会の会議に出席するため、その費用を別表1により支払う。

別表1

名称	費用弁償
理事会出席	日額 3,000円
評議員会出席	日額 3,000円

(改正)

第4条 この規程の改正は、理事会、評議員会の議決を要する。

附則

この規程は、平成18年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成28年12月 1日から施行する。

この規程は、平成29年11月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は、平成31年 3月27日から施行する。

